

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
号外 (二)
一月十三日

(火曜日)

目 次

告 示

家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示の全部改正

○告 示

大分県告示第十二号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示（令和八年大分県告示第四号）の全部を次のとおり改正する。

令和八年一月十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の家きん並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

二 移動制限区域（別図の制限円内地域に限る。）

佐伯市宇目大字重岡

（「別図」は、省略し、畜産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

三 期間 令和八年一月十三日午後一時から当分の間